

相続人代表者指定届

(この書類を作成した日) 元号〇〇年〇〇月〇〇日

羽村市長 宛

相続人代表者

郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住所 〇〇都〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇号

ふりがな
氏名 まるまる まるまる
〇〇 〇〇

生年月日 元号〇〇年 〇〇月 〇〇日 電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

下記に連署した相続人のうちから、「通知書などを代表受領される方を記入してください。」

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収に関する書類を受領する代表者として、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出します。なお、この届出および相続に関して相続人の間で問題が生じた場合は、当方において解決いたします。

また、被相続人にかかる下記項目につきましても同意いたします。

- 後期高齢者医療保険に関する連絡先及び通知等書類の代表受取人を上記の者とする事。
- 介護保険に関する連絡先及び通知等書類の代表受取人を上記の者とする事。
- この届出書を市税、保険税及び保険料に関する部署に提供すること。

被相続人
住所 △△都△△市△△ △丁目△番△号 (お亡くなりなられた方の最後の住所)
氏名 亡△△ △△ (お亡くなりになられた方のお名前)
死亡年月日 元号〇〇年〇〇月〇〇日亡

氏名	住所	続柄	相続割合	
			(民法第900条及び901条の法定相続分又は同法第902条の指定相続分)	
まるまる 〇〇 〇〇	〇〇都〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇号	妻	2分の1	<input type="checkbox"/> 遺言あり <input checked="" type="checkbox"/> 法定相続分
しかくしかく 〇〇 〇〇	〇〇都〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇号	長女	4分の1	<input type="checkbox"/> 遺言あり <input checked="" type="checkbox"/> 法定相続分
ほしほし ☆☆ ☆☆	☆☆府☆☆市☆☆ ☆☆番地☆☆	長男	4分の1	<input type="checkbox"/> 遺言あり <input checked="" type="checkbox"/> 法定相続分
ひしひし 〇〇 〇〇	◇◇県◇◇市◇◇◇◇ ◇丁目◇番地	二女		<input type="checkbox"/> 遺言あり <input type="checkbox"/> 法定相続分
共同相続人の全員にて、各自が署名・記入してください。			<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄受理済、受理番号 (東京)家庭裁判所 令和7年(家)第18567号	
			<input type="checkbox"/> 遺言あり <input type="checkbox"/> 法定相続分	
			<input type="checkbox"/> 相続放棄受理済、受理番号 ()家庭裁判所 年(家)第 号	

民法900条・901条に沿って法定相続分を記入してください。
有効な遺言があるときは、遺言書の内容に沿って記入し、遺言書の写しを添付してください。
この書類では、相続人間での話し合い(遺産分割協議)による相続分は記入することはできません。

家庭裁判所へ「相続放棄申述書」を提出し、受理されている場合にご記入ください。
*相続放棄受理証明書の写しの添付をお願いします。
*相続したくない、相続人間での話し合いによる放棄ではこちらに記入することはできません。

市税、保険税及び保険料の納税・納付義務の相続

地方税法第9条によって、亡くなられた方の納税・納付義務は、遺言による相続人又は民法の定めによる相続人がその義務を負うものとされ、これを納税義務の承継と言います。

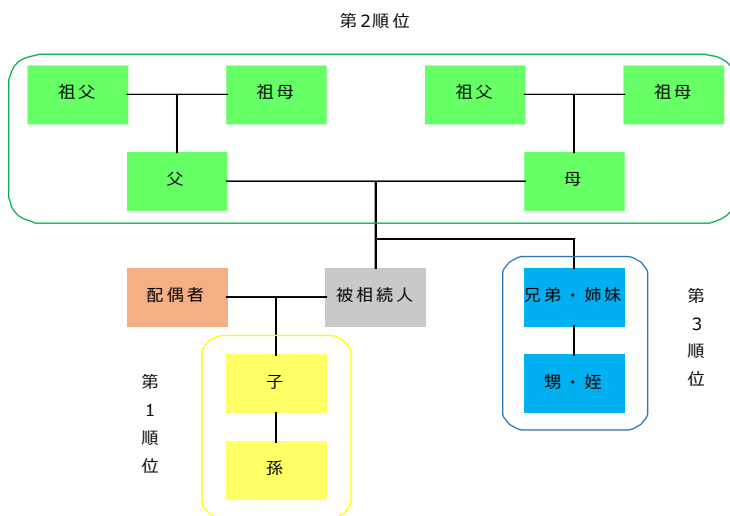
納税義務は、遺産分割協議による分割はできませんから、遺言がないときには、民法の定めによる相続分により、各相続人が納税してください。

この届出書は、各相続人へそれぞれ送付される納税通知書、督促状や過誤納金の通知を代表して受領するためのものです。(納税通知書などの書類は相続人毎に作成しますが、納付書は代表者の方へ全額分をお送りします)

法定相続とは

民法第887条から890条の定めによる相続人のことを法定相続人と言い、相続権と相続の順位が決められています。相続の割合は民法第900条と901条により決められています。

○法定の相続人の範囲



◇ 故人の配偶者は必ず相続人となります。(※婚姻関係が必要)

◇ 配偶者以外の法定相続人については、相続順位によって決まります。高順位の人が1人でもいる場合は、低順位の方は相続人になりません。

同順位の相続人が複数人いる場合、相続割合を均等に分割します。

相続の開始と相続の放棄

相続は、死亡によって開始され、亡くなられた方の住所において開始されます。(民法882条・883条)

相続人は、相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、相続について、単純もしくは限定承認または相続放棄をしなければなりません。この相続放棄は、亡くなられた方の住所地を管轄する家庭裁判所にて手続きするものとなります。

(いわゆる、相続人間での協議による相続放棄は、相続分を他の相続人へ与える行為で、遺産分割になります。)

過誤納金の還付や給付金の請求

この相続人代表者指定届に加えて、「現所有者の申告兼市給付及び還付金に関する届出書」をご提出ください。

亡くなられた方が納税した市税、保険税及び保険料を多く納付していたもの(過誤納金といいます)や請求することができた給付金は、民法の定めにより、遺言、法定相続及び遺産分割等によって決まった相続の方が、それぞれ、相続分に応じた請求をすることができます。

このため、遺産分割協議などによって決まった相続分について、代表者へ給付を受けることを委任していただき、市から代表者の方へ給付(支払い)いたします。

不動産があるとき

お亡くなりになられた方(被相続人)が不動産を所有していたときは、この相続人代表者指定届に加えて、「現所有者の申告兼市給付及び還付金に関する届出書」をご提出ください。

ただし、遺言、法定相続及び遺産分割等によって決まった相続人の方にかかる相続登記が次の12月31日までに完了するときは、「現所有者の申告兼市給付及び還付金に関する届出書」は提出を省略できます。